

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。
- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 8 を参照の上、必ず別紙も添付してください。
- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 10 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 30 日から 令和 7 年 11 月 7 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 12 月 1 日 午前 9 時 50 分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 12 日から 令和 7 年 11 月 19 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 10 月 10 日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 910, 000 7, 128, 000	一括	1, 782, 000	45, 808	12, 023
1	2, 970, 000				
2	5, 940, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 上川郡東神楽町ひじり野南二条二丁目 |
| | 地 番 | 3 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 6 . 3 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 上川郡東神楽町ひじり野南二条二丁目 3 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 3 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 6 6 . 2 4 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月29日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。）

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 上川郡東神楽町ひじり野南二条二丁目 |
| | 地 番 | 3 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 6 . 3 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 上川郡東神楽町ひじり野南二条二丁目 3 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 3 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 6 6 . 2 4 平方メートル |



令和7年(ケ)第15号
令和7年7月14日受理
令和7年8月6日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 古 杉 憲 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 上川郡東神楽町ひじり野南二条二丁目
地 番 3番8
地 目 宅地
地 積 266.30平方メートル
- 2 所 在 上川郡東神楽町ひじり野南二条二丁目 3番地8
家屋 番号 3番8
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 66.24平方メートル
2階 66.24平方メートル



11

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	北海道上川郡東神楽町ひじり野南2条2丁目3番8号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 地積図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

その他の事項

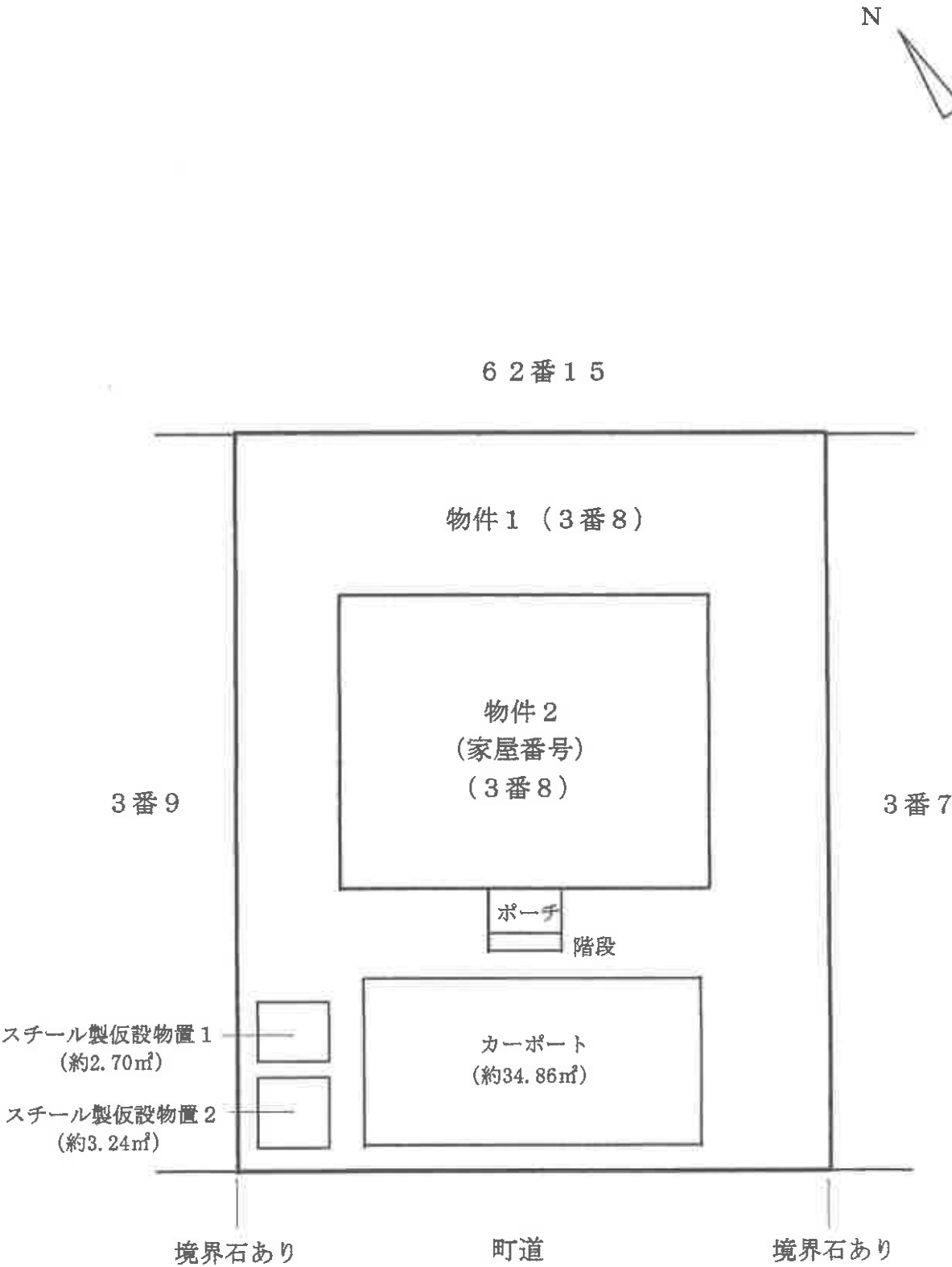
- 1 本件土地には略西角及び略南角にそれぞれ境界標（石）が確認できたため、これらを基点に実地に概測を行ったところ、本件土地はほぼ公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件土地は略南西側で接面する町道とほぼ等高であり、また、略南東側隣接地及び略北東側隣接地とほぼ等高な平坦地であるが、略北西側隣接地は本件土地より約0.3メートル高くなっている。
- 4 本件土地には所有者所有のカーポート（約34.86平方メートル、約6年前に設置）、スチール製仮設物置1（約2.70平方メートル、約25年前に設置）、スチール製仮設物置2（約3.24平方メートル、約25年前に設置）が存在する。
- 5 本件建物はオール電化住宅であり、セントラルヒーティングが施されているが、五、六年ほど前に1階居間のヒーターが故障したため、居間だけは灯油ストーブ（室内用ホームタンクを使用）を設置して使用している。また、ユーティリティー内の電気温水器も同時期に故障したため、給湯は石油給湯機（室内用ホームタンクを使用）を設置して使用している。
- 6 本件建物には次のとおり損傷等が見られる。
- (1) 各部屋の窓部分及び内壁に結露が原因と思われる黒カビ、壁クロスの剥離
 - (2) 1階居間の床の一部に損傷
 - (3) 1階洋室1の床の汚損
 - (4) 1階物入のドアのぶの欠損
 - (5) 1階ユーティリティーの床の汚損
 - (6) 階段付近の壁の内壁に穴
 - (7) 2階洋室4の床の損傷
 - (8) 外壁の劣化
- 7 本件建物内では一昨年まで小型犬2匹、昨年まで小型犬1匹が飼われていたため、本件建物の床及び内壁等の損傷及び汚損には、同犬が原因となるものが含まれていると思われる。
- 8 本件建物には上記のとおり損傷等が存在するほか、全体として経年相当の劣化が存在するものと思われる。
- 9 上記のほか「関係人の陳述等」のとおり

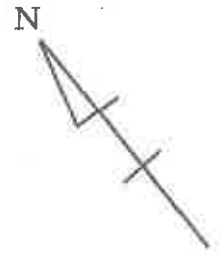
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	隣地者と境界について争いはありませんし、屋根からの落雪等含めて越境等の争いはありません。 本件建物はオール電化で、セントラルヒーティングを採用していますが、五、六年前に1階居間のヒーターが壊れて使用できなくなったため、居間の暖房は灯油ストーブを設置して使用しています。居間以外の部屋の暖房は問題ありません。洗面所には電気温水器を設置していましたが、これも五、六年前に壊れてしまい、今は石油給湯機を設置して使用しています。玄関前のカーポートは約6年前に設置しています。スチール製仮設物置は2つとも本件建物を建てたときから設置して使用しています。本件建物の屋根は約4年前に塗り直していますが、外壁は建てたときから何も補修等はしていません。エアコンは約4年前に設置し、トイレは約7年前に便座を交換しています。 本件建物内では約10年前から小型犬を2匹飼っていましたが、一昨年に1匹が亡くなり、去年にもう1匹が亡くなってしまい、今は何も飼っていません。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年7月15日 (火) 14:10-14:30	物件所在地	物件確認、写真撮影
7年7月15日 (火) 15:40-16:00	東神楽町役場	税務関係資料交付申請提出及び同資料受領
7年7月16日 (水) 15:50-16:00	物件所在地	現況調査期日調整のため訪問 (不在)、事務連絡投函
7年7月29日 (火) 10:55-11:40	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者A立会
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、 を立ち会わせ、当職があらかじめ所有者から借りていた鍵で解錠して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

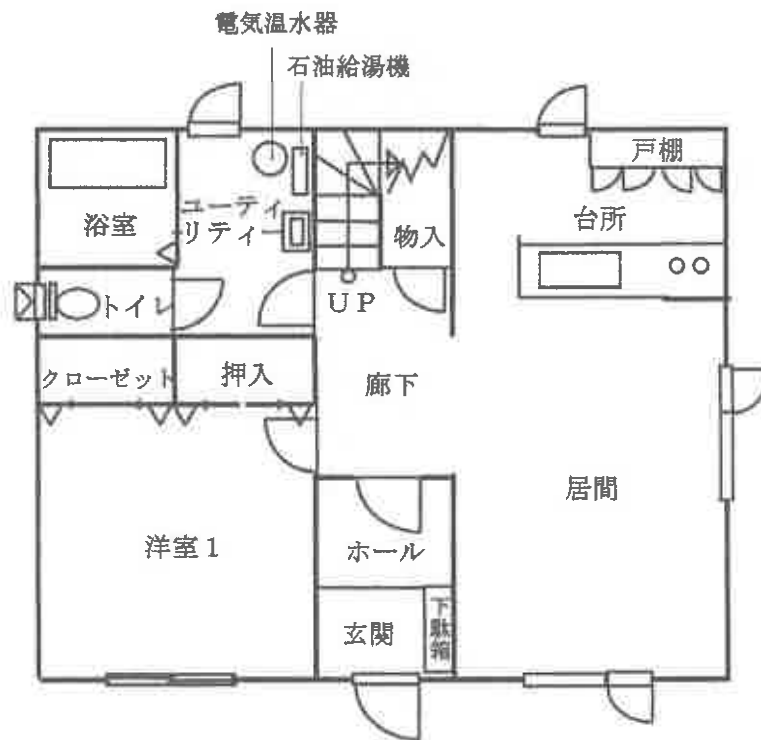
土地建物位置関係図（概略）

令和7年（ケ）第15号

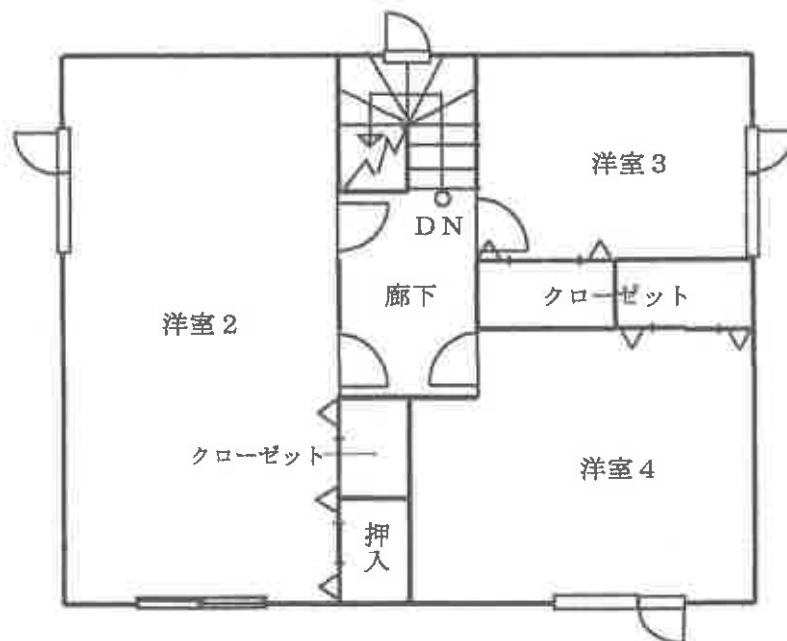




1 階



2 階



1



本件建物の外観、本件土地の形状

2



同上

3



カーポート

4



1階居間

5



1 階台所

6



1 階ユーティリティー

7



1 階浴室

8



1 階洋室 1

9



2階洋室 2

10



2階洋室 3

11



2 階洋室 4

12



1 階居間の床の損傷

13



1 階居間の壁クロスの劣化、汚損

14



1 階居間の窓枠及び壁クロスの汚損

15



1 階洋室 1 の床の汚損

16



1 階ユーティリティーの床の汚損

17



1 階物入のドアのぶの欠損

18



階段付近の内壁の穴

19



2階洋室2の窓枠及び壁クロスの汚損

20



2階洋室3の窓枠及び壁クロスの汚損

21



2階洋室4の窓枠及び壁クロスの汚損

22



2階洋室4の床の損傷

23



本件建物の外壁の劣化

24



スチール製仮設物置 1



スチール製仮設物置 2

令和 7 年（ケ） 1 5 号
令和 7 年 7 月 2 9 日 現地調査
令和 7 年 8 月 1 日 評価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
世 木 澤 満

第1 評価額

一括価格	
金 8,910,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,970,000 円
物件2 (建物)	金 5,940,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	上川郡東神楽町ひじり野南2条2丁目 3番8 宅地 266.30㎡	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	上川郡東神楽町ひじり野南2条2丁目 3番地8 3番8 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 66.24㎡ 2階 66.24㎡	同左
番号	特記事項		
1・2	① 本件土地には略西角及び略南角に境界石が存したので、これらを基点に実地に概測したところ、本件土地は概ね公図のとおりであると思われるが、正確には測量を要する。 ② 本件土地には、本件所有者が所有するカーポート（約34.86㎡、約6年前に設置）、スチール製仮設物置1（約2.70㎡、約25年前に設置）及びスチール製仮設物置2（約3.24㎡、約25年前に設置）が存する。 ③ 本件建物は、オール電化住宅であり、暖房は電気によるセントラルヒーティングが施されているが、約5～6年前に居間のヒーターが故障したため、居間だけは灯油ストーブ（屋内用ホームタンクを使用。）を使用している。また、電気温水器も約5～6年前に故障したため、給湯は石油給湯機（屋内用ホームタンクを使用。）を使用している。 ④ 本件建物内では、一昨年まで小型犬2匹、昨年まで小型犬1匹が飼育されていたとのことであり、床、内壁等には汚損が見られる。 ⑤ 本件建物は、各所窓部分及び周辺内壁に結露によると思われる黒カビが見られた。また、階段付近の内壁に穴、各所内壁及び床に汚損、損傷、ドアのぶの破損、外壁に劣化が見られた。 ⑥ 本件建物は、全体的に経年相当の損傷、劣化等が存するものと思われる。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	最寄バス停「ひじり野1条1丁目」の南西方・道路距離約450m。 (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域。 地勢は概ね平坦。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 60% なし ひじり野地区地区計画、建築基準法第22条区域、立地適正 化計画の居住誘導区域内
画 地 条 件	略南西側間口約14.6m、奥行き約18.2mの長方形地。中間画地。 地勢は概ね平坦。略北西側隣接地は本件土地より約0.3m高くなっている。 なお、略南東側隣接地及び略北東側隣接地とは概ね等高。	
接面道路の状況	略南西側：町道「ひじり野南2条1番通り線」 (幅員8m、舗装あり、歩道あり) (都市計画区域内～建築基準法第42条1項1号該当) 道路と土地は概ね等高で接している。	
土地の利用状況等	本件物件2の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 引込管は本件土地に入っているが、都市ガスは使用していない。 下 水 道 あり	
特 記 事 項	① 北海道教育委員会の「北の遺跡案内」によると、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ② 略北東側隣接地（地番62番15）は、東神楽町の雨水路及び東和土地改良区の用水路用地となっている。（所有者は東和土地改良区）	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成12年5月20日新築 経過年数：約25年 経済的残存耐用年数：約10年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング等 内 壁：クロス等 天 井：クロス等 床：フローリング等 設 備：電気、給・排水設備等 その他：－
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：概略は建物間取図を参照
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書を参照
特 記 事 項	建築確認済証（平成12年3月31日付：H11-1076号） 完了検査済証（平成12年5月26日付：H12-57号） （東神楽町建設水道課への聴取結果。）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	23,000	1.10	266.30	0.90	6,063,651

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：カーポートが存すること+10%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	240,000	132.48	0.21	6,676,992

ウ 現価率：

耐用年数に基づく方法

観察減価法

$$\frac{35 - 25}{35} \times 0.75 = 0.21$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ＝ウ
1	6,063,651	0.30	1,819,095

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ,1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ (万円未満切捨)
1	6,063,651	－1,819,095		1.00	0.70	－	2,970,000
2	6,676,992	＋1,819,095	－	1.00	0.70	－	5,940,000
一括価格 (合計)							8,910,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：当該地域における中古居宅の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮し、市場性修正率として1.0を乗じた。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

基準地価格（東神楽－2）

所 在：上川郡東神楽町ひじり野南1条4丁目62番141
「ひじり野南1条4-3-2」

価 格：22,500円／㎡

位 置：バス停ひじり野1条5丁目の南東方道路距離350mに位置する。

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：269㎡

供給処理施設：水道・下水・ガス

接 面 街 路：南西側8m町道

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域（建ぺい率40%，容積率60%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（東神楽町役場白地図）
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図（概略）

以 上

登記年月日：平成11年9月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(旭川地方法律局管轄)
令和7年5月7日 東京法律局中野出張所

登記官

※本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

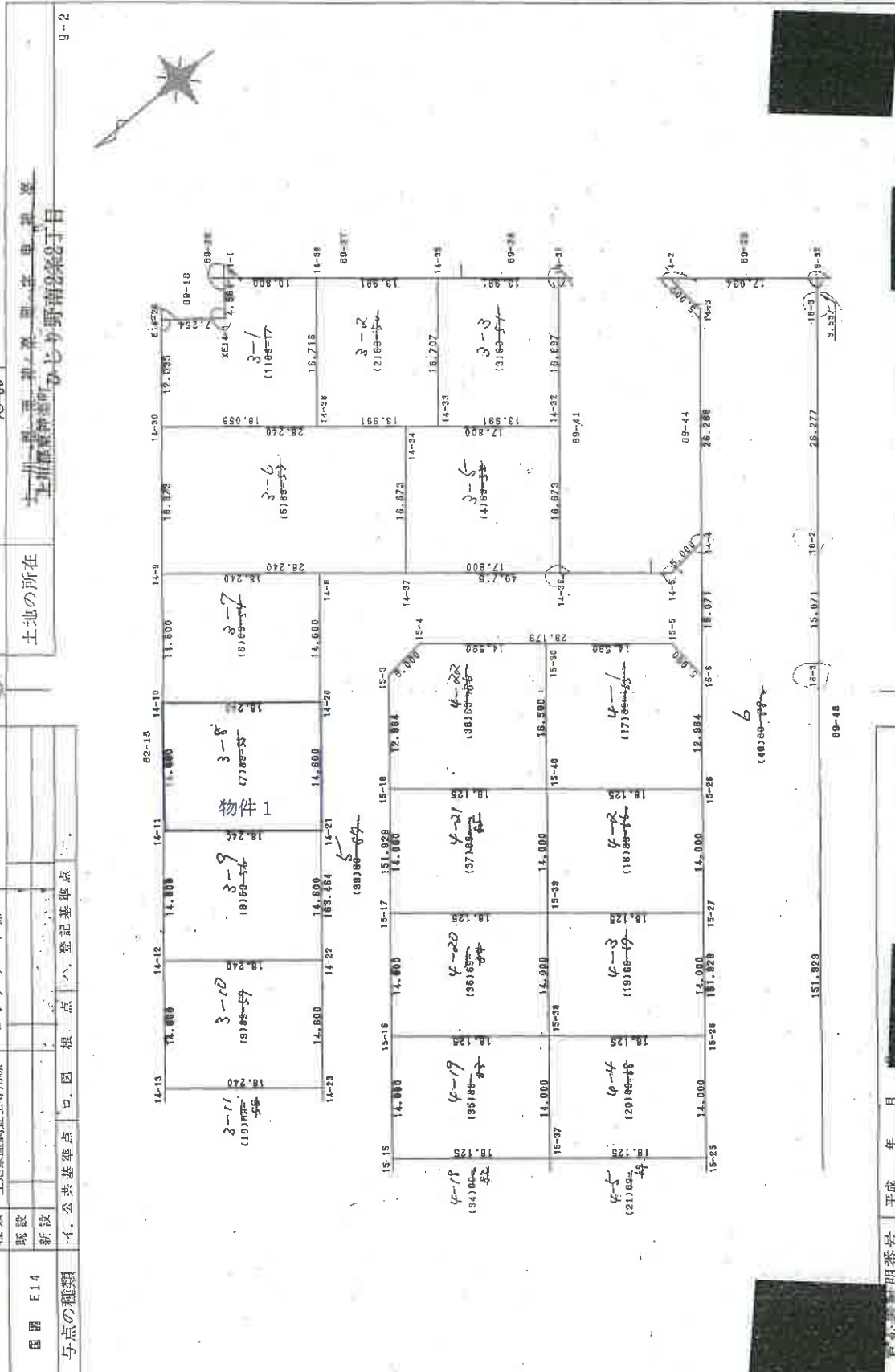
土地積測量所

地番 69-17-58

土地の所在

旭川市東区南条町2条2丁目

境界線の種類及び基準点の記号又は点名
種類 土地家屋調査士専用標 コンクリート標
既設 新設
与点の種類 イ、公共基準点 ロ、図根点 ハ、登記基準点



図番 E14	地番 69-17-58	土地の所在	旭川市東区南条町2条2丁目
与点の種類	イ、公共基準点	ロ、図根点	ハ、登記基準点
境界線の種類及び基準点の記号又は点名	種類	土地家屋調査士専用標	コンクリート標
既設	新設		
作成者	明番	年	月
申請人			
縮尺	1/500		

登記年月日：平成11年9月28日

01410168

地図番号	種類	境界線の種類及び境界線の記号又は点名	コンクリート標	登記基準点	口、図、根、点、ハ、登記基準点	ニ、
図 14	既設					
図 14	新設					
与点の種類	イ、公共基準点	ロ、図、根、点	ハ、登記基準点	ニ、		

※本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(旭川地方検察庁管轄)
令和7年5月7日 東京法務局中野出張所

登記官

官公署証明番号 平成 年 月 日

作製者

(平成 11 年 9 月 13 日作製)

(札幌土地家屋調査士会用紙)

(4/9)

請求番号：31-2



図 図

在 所 測 量

土 地 積 算

地 番

69-17-50

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

土地の所在

9-4

座標求積表

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
14-30	-31649.7988	13488.6550	-89220.70498	18.058		
14-38	-31663.9155	13477.3958	-330750.11067	18.716		
14-39	-31674.3379	13490.4650	-26755.639235	18.800		
K1-1	-31665.8988	13497.2045	152260.614244	4.564		
XE14-1	-31663.0570	13493.6330	116015.557807	7.284		
E14-26	-31657.3010	13498.0640	178987.028253	12.035		
		鉛直距離	536.734504			
		面積	268.3672520			
		地積	268.3672520			

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
14-38	-31663.9155	13477.3958	-8954.338233	13.991		
14-33	-31674.8539	13468.6727	-287619.464907	16.707		
14-35	-31685.2702	13481.7344	6956.574950	13.991		
14-39	-31674.3379	13490.4650	288084.832936	16.716		
		鉛直距離	467.606746			
		面積	239.8033730			
		地積	239.80			

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
14-33	-31674.8539	13468.6727	-7031.894017	13.991		
14-32	-31685.7923	13459.9496	-287352.428026	16.697		
14-31	-31696.2028	13473.0036	7034.255180	13.991		
14-35	-31685.2702	13481.7344	287817.503185	16.707		
		鉛直距離	467.338322			
		面積	239.6691610			
		地積	233.66			

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
14-37	-31661.4802	13458.0123	-47387.002110	17.800		
14-36	-31675.3985	13446.8142	-326922.722722	16.673		
14-32	-31685.7923	13459.9496	47393.828537	17.800		
14-34	-31671.8757	13471.0477	327509.458787	16.673		
		鉛直距離	593.557492			
		面積	286.7787460			
		地積	296.77			

座標求積表

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
14-9	-31639.4013	13475.6198	-157441.054035	28.240		
14-37	-31661.4802	13458.0123	-437040.874635	16.673		
14-34	-31671.8757	13471.0477	157387.638898	28.240		
14-30	-31649.7988	13488.6550	438035.877932	16.673		
		鉛直距離	941.687860			
		面積	470.8439800			
		地積	470.84			

座標求積表

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
14-10	-31630.2983	13464.2049	-69440.290351	18.240		
14-20	-31644.5587	13452.8328	-314303.899167	14.600		
14-6	-31653.6817	13464.2473	69440.508025	18.240		
14-9	-31639.4013	13475.6198	314838.290963	14.600		
		鉛直距離	532.600470			
		面積	266.3002350			
		地積	266.30			

座標求積表

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
14-11	-31621.1953	13452.7902	-69382.765457	18.240		
14-21	-31635.4558	13441.4178	-314037.220628	14.600		
14-20	-31644.5587	13452.8328	-69382.884135	18.240		
14-10	-31630.2983	13464.2049	314569.604761	14.600		
		鉛直距離	532.602810			
		面積	266.3014050			
		地積	266.30			

座標求積表

地番	測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	距離
14-12	-31612.0924	13441.3755	-69323.894141	18.240		
14-22	-31626.3528	13430.0031	-313770.594427	14.600		
14-21	-31635.4558	13441.4178	69324.112304	18.240		
14-11	-31621.1953	13452.7902	314302.918559	14.600		
		鉛直距離	532.602295			
		面積	266.3011475			
		地積	266.30			

縮尺

H10. 10.

5

登記年月日：平成12年5月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方税務局管轄)

令和7年5月7日

東京法務局中野出張所

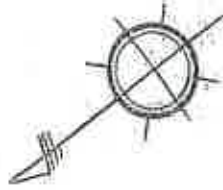
登記官

建物図面図

家屋番号 3番8

建物の所在 上川郡東神楽町じり野南2条2丁目3番地8

00302297



求積表

① 9.10 x 7.28 = 66.2480

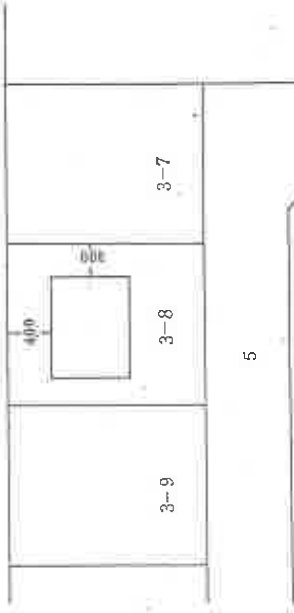
1階2層(各階同型)



床面積 66.24^m2

62-359

物件2



作製

5月22日(作製)

縮尺 1/250

申請人

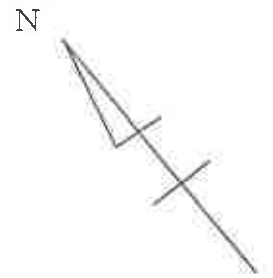
縮尺 1/500

(旭川土地家屋調査士会誌一用紙)

99-9 NO 001981

土地建物位置関係図（概略）

令和7年（ケ）第15号



6 2 番 1 5

物件 1 （ 3 番 8 ）

物件 2
（家屋番号）
（ 3 番 8 ）

3 番 9

3 番 7

ポーチ

階段

スチール製仮設物置 1
（約2.70㎡）

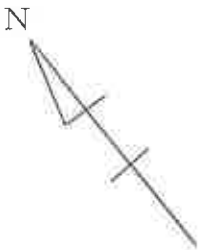
スチール製仮設物置 2
（約3.24㎡）

カーポート
（約34.86㎡）

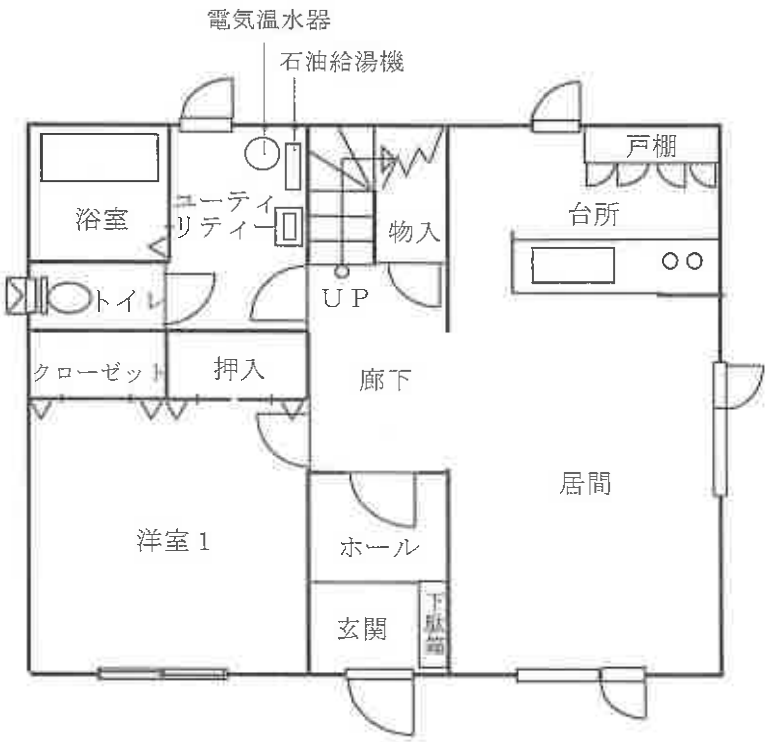
境界石あり

町道

境界石あり



1階



2階

